第十七条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三の三第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三の三第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条を第十七条の三の三とする。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二　法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める対象期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。

2　法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十七条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同項の法人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合　当該法人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二　法第十七条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同項の法人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合　当該法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3　法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第十七条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

4　法第十七条の三の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除」若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項後段」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段」とする。

第十七条の四中「第十七条の二の二第二項又は第三項の規定」の下に「、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定」を加え、「及び震災特例法第十七条の三の二第一項」を「、震災特例法第十七条の二の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項」に、「第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第八項」を「第十七条の二第十三項、第十七条の二の二第九項」に、「第十七条の三第五項及び第十七条の三の二第四項」を「第十七条の二の三第九項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第四項及び第十七条の三の三第四項」に、「若しくは第三項（避難解除区域」を「若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等」に、「又は震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域」に、「）の規定を含む。）と」を「）の規定又は震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と」に、「及び第三項（避難解除区域」を「及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等」に、「並びに震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域」を「、震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等」に改める。

第十八条の三第一項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第十八条の三第一項の」とする」に改め、同条第四項の表租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項の項中「第三十六条の二第四項」の下に「及び第三十七条第二項」を加え、同表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項を削り、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の項中「第百十二条第十一項」を「第百十二条第十四項」に改める。

第十八条の四中「「の」を「又は」とあるのは「若しくは」と、「の」に改める。

第十九条第三十八項の表中「第六十五条の十二第十項」に改め、同条第四十項の表法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号の項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九の二第二項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の九の二第三項の項を削る。

第二十一条第三項の表第百五十五条の十九第八項の項中「平成二十三年政令第百十二号」を削る。

第二十二条を次のように改める。

（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第二十二条　法第二十五条第一項に規定する政令で定める事実は、同項各号に掲げる連結法人について再生計画認可の決定があったことに準ずる事実（その債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。）とする。

2　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合には、法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二第一項第一号ヘ	損金算入）	損金算入）（同項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の二第二項	同条第三項	法第五十九条第三項
	前条第二項第一号及び第五号	前条第二項第一号
	と読み替えた	と、同項第二号中「事実」とあるのを「事実若しくは震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第五号中「前項第六号」とあるのを「次条第一項第四号」と読み替えた